## り親家庭等に関する 手当制度



制度の目的・概要

給者資格者が父または母の

ひとり親家庭などの生活

児童課 申請・問い合わせ

万および児童は、

町内に居

住していれば国籍は問いま

す。支給を受けようとする

方へ手当を支給する制度で ため、児童を監護養育する の安定と児童の健全育成の

※事実婚(異性の頻繁な訪 ■一部支給停止措置など 婚となった場合は資格喪 手当を受給中の方が事実 問や同居、経済的援助な 失や返還などが生じます。 請できません。また、各 ど)の場合は、手当は申

受給を受けている父また が困難である があるため就業すること どにあり、介護する必要 は母などが監護する児童 傷、疾病、要介護状態な または親族が障がい、

当の支給開始月の初日から

児童扶養手当は原則、

(平成15年4月1日以前か

して5年を経過すると、 成15年4月1日から)起算 ら受給されている方は、

> 場合、手当の2分の1が支 ※所得の状況や家族の状況 郵送またはご持参ください。 ので、必要書類を児童課へ 書類を期限内に提出した場 次の①または②により必要 給停止となります。ただし、 は、この限りでない などに変化があった場合 支給停止が解除されま 該当者には通知します

①受給を受けている父また は母などが次のいずれか に該当する場合

町遺児手当で、すべて所得

当、愛知県遺児手当、

東浦

手当は、国の児童扶養手

要や支給要件、所得制限に 制限があります。手当の概

ついてはお問い合わせくだ

就業している

身体上または精神上の障 るための活動をしている 求職活動などの自立を図

負傷または疾病などによ り就業することが困難で がいがある

	児童扶養手当	県遺児手当	町遺児手当
受給者 (申請者)	父、母、養育者(祖父母、おじ、おばなど)		
支給対象 児童	死別、離婚などにより、 <b>父または母</b> と生計を同一にしていない児童および <b>父または母</b> が重度の障がいにある児童		
支給期間	児童が18歳到達年度の末日まで(施行令で定める程度の 障がいがある者は20歳未満まで)	児童が18歳到達年度の末日までの 最長5年間	
手当月額 (令和2年度)	児童1名の場合 全額支給 43,160円 一部支給 43,150~10,180円 児童2名の場合の加算額 全額支給 10,190円 一部支給 10,180~5,100円 児童3名以上の場合の加算額※ 全部支給 6,110円 一部支給 6,100~3,060円 ※1名増すごとに加算されます。	児童1名につき 1~3年目 4,350円 4~5年目 2,175円 6年目以降 0円	児童1名につき 5,000円

## 令和2年度 第1回 母子家庭等 就業支援講習会

就職に結びつく可能性の高い技能・資 格を習得するための講習会です。

●と き 6月~10月 ※内容により日程が異なる。詳細はホー ムページまたは問い合わせ先へ

●ところ

ヒューマンアカデミー(名古屋)、未来 ケアカレッジ(名古屋)など

●内 容

パソコン(初級)、介護職員初任者研修

●対 象

県内在住の寡婦または母子家庭の母な

- ●その他 教材費と交通費は自己負担
- ●申し込み

5月8日(金)~29日(金)までに受講申 込書を問い合わせ先へ

※募集要領と受講申込書は児童課で配

●問い合わせ

児童課 内線144



## 離婚時の 年金分割制度 について



離婚した場合、婚姻期間について、厚 生年金の支給額の計算の基となる報酬額 を分割して、年金額を2人で分割できま す。離婚後2年以内に手続きを行う必要 がありますので、お早めにお近くの年金 事務所までご相談ください。

## ●問い合わせ

半田年金事務所 ☎0569-21-2375

児童扶養手当の申請を希

うになりました。 から支払うことができるよ 児童扶養手当額を下回る場 場合でも、 的年金給付等を受けている 平成26年12月1日から公 年金などの額が 差額を手当

公的年金給付等と

児童扶養手当との併給

額計算が必要となるため年 金等の受給状況をお知らせ ください。

※公的年金給付等とは、

族年金、老齢年金、 年金、労災年金、

遺族補

を受給している場合は、

の上で求職活動などを 童課において相談し、

ご活用ください! ひとり親家庭等 自立支援給付金事業

く年金および遺族補償な 償など各種法令等に基づ

●内 容

母子・父子などのひとり親世帯を対象に、仕 事につながる講座や資格取得に要する講座の入 学料や受講料、就職活動や資格講座受講時の一 時的保育などの利用料の一部を助成します。

- ●どんな給付を受けられるの?
  - ・町長が認める講座などの受講料の2割 ※上限あり
  - ・資格取得および就職活動などのために利用し た町内保育園の一時的保育の利用料または ファミリーサポートセンター事業の利用料の 半額
- ●給付を受けるためにはなにをすればいいの?

講座受講前や一時保育などの利用前に、事前 相談や申請が必要です。

●問い合わせ 児童課 内線144



②①に該当しないため、

そ児